立　木　公　売　公　告

令和８年９月３日

分任契約担当官
根釧東部森林管理署長　林　裕之

次により立木の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書（案）、国有林野事業林産物売買契約約款（以下「約款」という。）、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現物を熟覧のうえ入札して下さい。

１　入札物件の種類及び数量等
「立木公売物件総括表」のとおり

２　入札（開札）日時及び入札（開札）場所
（１）　入札（開札）日時　令和８年９月 30 日（水曜日）午後１時 30 分　開始
即時締切即開札
（２）　入札（開札）場所　標津郡標津町南２条西２丁目１番 16 号
根釧東部森林管理署　会議室

３　入札参加資格
（１）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
（２）　予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
（３）　森林管理局長から令和７年度から令和 11 年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。
（４）　北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月４日付け 26 林政政 338 号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

４　入札
（１）　入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧下さい。
（２）　入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。（旧用紙を使用する場合は、「入札注意書」を「入札心得」と読み替えることとします。）
なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。
（３）　落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
（４）　郵便入札も受け付けます。
この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後５時までに到達するよう書留郵便をもって根釧東

部森林管理署へ送付して下さい。
　ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。
（５）　入札参加資格を確認するため、有資格証明書の提示を求めることがあるので必ず携帯して下さい。
（６）　錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

５　入札保証金及び契約保証金
免除します。

６　契約の締結
落札決定の日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

７　延納
１件の売払代金が 150 万円以上､契約数量 1,000m3 以上で所定の担保の提供があったものについては、12 か月以内の延納を認めます。
ただし、官行造林又は数量が 1,000m3 未満のものについては、６か月以内とします。

８　代金の納付(担保提供）期限
契約締結日から 20 日以内とします。

９　契約の解除
約款 23 条の規定により契約解除となったときは、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

10　物件の引渡し
代金納入または延納担保提供の日から 15 日以内に引渡しを行います。

11　物件の搬出期間
各物件の搬出期間は「立木公売物件総括表」のとおり

12　物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所
（１）北海道森林管理局ホームページ
（２）根釧東部森林管理署
標津郡標津町南２条西２丁目１番 16 号　　電話 0153 － 82 － 2202

13　特約事項について
売買契約にあたり「別添１」の特約事項を付すこととしますので、十分認識したうえで入札して下さい。

14　木質バイオマス証明について
本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

15　法令制限等について
（１）　保安林の立木伐採、または搬出に係る作業行為の知事協議の状況は「立木公売物件

総括表」のとおりです。

なお、協議期間満了までに事業を終了できない場合、更新手続は根釧東部森林管理署で行いますが、事業の進行状況について照会することがありますのでご協力をお願いします。

（２）　事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。

16　国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得については、北海道森林管理局ホームページに記載しております。

契約約款：『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞契約約款・仕様書・申請書＞契約約款（立木販売事業）国有林野事業林産物売買契約約款』

入札心得：『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局競争契約入札心得』

17　入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

18　その他詳細については、根釧東部森林管理署総務グループにお問い合わせ下さい。

お知らせ

1　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞発注者綱紀保持対策』

2　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和２年７月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

根釧東部森林管理署
〒 086－1652
標津郡標津町南２条西２丁目１番 16 号
Tel. 0153 - 82 - 2202
050 - 3160 - 6675 （ＩＰ）

別添１

特約事項

１　事業計画書等の提出及び承認

（１）　買受人は、事業着手の 45 日前（年末年始を除く）までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」及び「伐採及び搬出に係るチェックリスト」について事業地を所轄する森林官を経由のうえ森林管理（支）署に提出し、その内容について森林管理署長等の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請図」を提出し、森林管理署長等の承認を受けてから作業に着手すること。

（２）　事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に「立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント」及び「伐採等作業計画及び車両系木材搬出機械作業計画の写し（組み合わせた作業計画でも可、下請けの場合は当該会社により作成したもの）」を森林官等経由のうえ森林管理（支）署に提出すること。

（３）　事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

２　林地保全、河川汚濁防止等

（１）　別紙１「北海道森林管理局の立木販売における主伐時の伐採・搬出指針」を遵守すること。

（２）　集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。

（３）　土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路・森林作業道を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路・森林作業道がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。

ア　搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。

イ　搬出路の縦断勾配は概ね 10 度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね 14 度(25%)程度までとする。

ウ　搬出路の幅員は３ｍとする。ただし、必要に応じて 0.5m程度の余裕を付加することができる。

エ　搬出路の切土高は、概ね 1.5m程度とする。

オ　搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。

カ　渓畔周辺（渓畔周辺とは、常時水流のある渓流や河川（国有林野施業実施計画図や国土地理院の地形図（１/25,000）に掲載されている渓流、河川）、湖沼等の水辺（通常、増水や氾濫といった攪乱を直接受ける場所を含む）から概ね片側 25mを目安）における搬出路の作設は原則行わないものとし、やむを得ず作設する場合も横断のみに留め、渓畔内や渓畔沿いに長距離にわたって作設することは避けるものとする。

（４）　トラクタ集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業は除くものとする。

（５）　搬出完了後に、作設した搬出路の完成図(１/5,000)を提出すること。

（６）　河川汚濁防止に十分注意して作業すること。

（７）　伐採搬出に使用した搬出路・森林作業道については、事業終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障のないよう回復すること。

（８）　末木枝条については、地拵、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。
（９）　森林管理署長等は、買受人が承認を受けた搬出路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じること。
（10）　入札公告時に盛土規制法の規制区域ではない箇所においても、着手時に規制区域に該当する場合があることから、確認の上、盛土規制法を遵守すること。

３　狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署は銃猟安全対策を定めることから、狩猟期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。
なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。
また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

４　無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。
（１）　航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
（２）　無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
（３）　一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

５　林野火災防止対策

（１）　買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
ア　作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
イ　作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
ウ　喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
エ　指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
オ　刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

（２）　買受人は、（１）の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

６　ナラ枯れ被害拡大防止に対する対応

（１）　ナラ枯れの被害に関する対応については、別紙２「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応することのほか、ナラ枯れ被害状況を踏まえた森林官等の指導に従うものとする。なお被害が拡大した際は、被害地域について範囲が広がることから着手前の現地踏査等で被害の確認の有無を確認すること。また着手時に被害地域以外だったとしても事業実行中に被害木が発見された場合には、被害地域と同様の対応とする。
（２）　被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合については、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに森林官へ報告すること。

７　その他

（１）　森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
（２）　希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
（３）　事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
（４）　民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
（５）　当署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。
（６）　林道保護のため、各年３月 16 日から５月 31 日までの期間は原則運材を停止すること。

別紙１

北海道森林管理局の立木販売における主伐時の伐採・搬出指針

本指針は、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整 1157 号林野庁長官通知（以下「林野庁長官通知」という。））に基づき、北海道森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件等を踏まえ、定めたものである。

１　目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、立木販売の買受人が主伐時の立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

なお、間伐時においても準用することとする。

２　定義

（１）搬出路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設仕様書」（北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書別紙）に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。

（２）土場とは、搬出路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

３　伐採の方法及び区域の設定

（１）立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。

（２）土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整するものとする。

（３）林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木は保全するものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や搬出路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

４　搬出路及び土場の計画及び施工

搬出路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

（１）林地保全に配慮した搬出路及び土場の配置及び作設

①　資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、搬出路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の搬出路又は土場の配置を計画するものとする。

② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて、道内において定着している集材方法も考慮し、路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に急傾斜地などにおいて、やむを得ず搬出路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、のり面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じるものとする。

③ 搬出路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、搬出路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。

④ 搬出路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。

⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。

⑥ 搬出路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、搬出路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、搬出路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

⑦ 搬出路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。特に一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。

⑧ 伐採する区域内のみで搬出路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、搬出路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議を行うものとする。

（２）周辺環境への配慮

① 搬出路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。

② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議を行い、必要な対策を実施するものとする。

③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の搬出路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

（３）路面の保護と排水の処理

搬出路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。

② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。

③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するもの

とする。

④　洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で搬出路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。

⑤　曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。

⑥　地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。

⑦　丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。

⑧　水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

（４）切土・盛土

搬出路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

①　切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5ｍを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m程度以内とすることとし高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が１ｍでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

②　盛土

ア　盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、搬出路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30㎝程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ　盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分より緩い勾配とする。

ウ　ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ　小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、４（３）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ　盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5　伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

（１）搬出路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

（２）搬出路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

（３）やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6　事業実施後の整理

（１）枝条及び残材の整理

①　枝条及び残材については､木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

②　枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア　伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するものとする。

イ　林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。

ウ　天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けるものとする。

エ　枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、搬出路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

（２）搬出路及び土場の整理

①　搬出路及び土場については､原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。

②　立木の伐採･搬出に使用した資材､燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

（３）森林管理署長等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、搬出路及び土場の整理の状況等を森林管理署長等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7　その他

（１）搬出路又は土場の作設を含む立木の搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の関係法令に基づく各種手続きを森林管理署長等に提出するものとする。

（２）買受人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。

（３）本指針については、林野庁長官通知の見直しを基に適宜見直しを行っていくものとする。

別紙2

北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和６年森整第 1080 号）第３の３(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

１　目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長５mm程度の虫で、６月～８月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の８月～９月頃には枯死します。

北海道では令和５(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和６(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

２　留意事項

(1) 被害地域でのナラ類等の伐採/移動（被害木）

・被害木は、５月末までに適切に伐採・処理する。

＊被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。６月～９月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

＊被害木を伐採後に、林内に集積しておくと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることが懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

＊被害継続地域においては、二次被害防止に必要な範囲については行政機関が積極的に関わり、重点的に被害木の処理を行うこととする。ただし、林外への搬出が困難な場合は、伐採した被害木を伐採した場所の近くに安全な状態で残置しても差し支えありません。

＊未被害地域において被害木が確認された場合についても、被害拡大防止の観点から、適切に処理するようお願いします。

・被害木は、被害拡大の防止に十分に配慮した上で利用することも可能です。

＊カシナガの駆除効果が期待される炭、チップ、薪への利用は、被害地域が含まれる市町村内で加工等が可能です。

＊製材への利用は、原木の保管中にカシナガが拡散する可能性があるため、被害継続地域の森林以外の場所で保管し、被害継続地域内で加工等が可能です。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、「ナラ枯れ被害対策における伐採処理・利用等の取扱いについて（解説編）」を整理・公表しています。

・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

＊山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。

⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

(2)　被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

・被害地域では、ナラ類等を６月から９月の間は伐採しない

＊ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行うことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。

・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。

＊未被害木でも伐採後に林内に集積しておくとカシナガを誘引し、被害拡大につながることが懸念されますので、特に６月～９月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。

・林外に搬出した材についても、５月末までに焼却・破砕・製材等を極力行う。

＊林外に搬出した材にカシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の５月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

(3) 被害地域から被害地域が含まれない市町村への移動（被害木、未被害木）

・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。

＊カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。

・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）

＊被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の５月末までに焼却・破砕・製材等を極力行うよう伝達してください。

⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力をお願いします。

（参考）A市の被害木の移動可能範囲の模式図

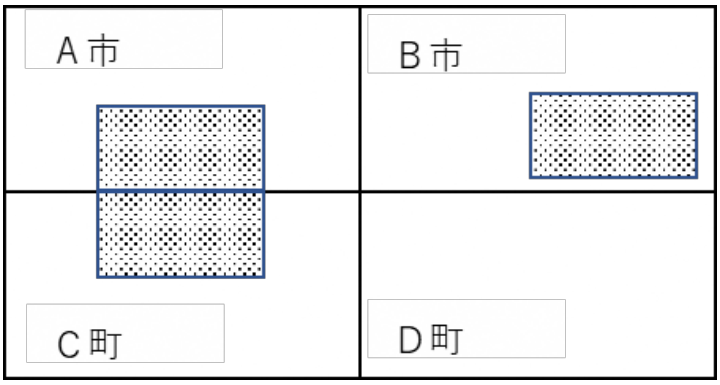

※ 網掛けは被害地域、白地は未被害地域

・ 被害地域が含まれるA市内全域に移動可

・ 被害地域が含まれるA市からB市C町内全域に移動可

・ 被害地域が含まれるA市から被害地域が含まれないD町への移動は不可

＜参考＞

1　被害地域の考え方

【これまで分かっていること】
・**被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性**がある。
（脱出時期（６～９月）の伐採・搬出には要注意。
被害木の確認された周囲（半径１～２㎞）での被害には要注意）
・**伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分**がある（**被害木でなくても同様）**
・立ち枯れ木だけでなく、**土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する**

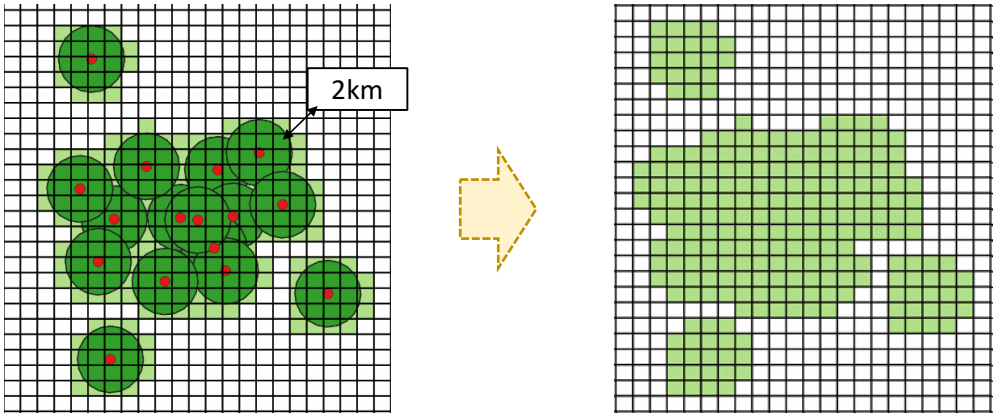

【被害木及び被害木周辺】　　【被害地域】

＜凡例＞
・赤点・・・・被害木
・緑色・・・・被害木から半径 2㎞ の円
・薄緑色・・・被害地域（半径 2㎞ の円と全部または一部が重なるメッシュ）
・白色・・・・未被害地
・メッシュ・・国土交通省が公開している１㎞ メッシュ

〇被害地域図作成の手順
（１）被害地域の作成
被害木から半径２㎞ の円と重なるメッシュ把握
（２）被害地域の図示
円及び被害木を消した図を作成・公開

2　各種用語の定義

〇ナラ類等
・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

〇被害木
・カシナガによるナラ枯れの被害木（枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木）

〇被害地域
・前年又は当年に確認された被害木から半径２㎞ の円と重なるメッシュの範囲。メッシュは国土交通省が公開している１㎞ を使用。被害地域は毎年度、上空調査及び現地調査の結果を踏まえて変更する。

〇被害先端地域
・被害地域の拡大（未被害地域での被害発生）に影響する可能性が高い地域。

〇被害継続地域
・被害地域の拡大に影響する可能性が低い地域。被害地域のうち、被害先端地域を除いた範囲。

＊被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表しています。
＜水産林務部林務局森林整備課 HP＞　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/

＜お問い合わせ先＞
・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
・最寄りの（総合）振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

ナラ枯れ被害地域におけるナラ類等の伐採・移動通知書

年　　月　　日

（受け入れ先）　様
（受け入れ先住所）
（木材集積場所の住所）
（受け入れ先電話番号）

（販売者住所）
（販売者氏名）
（販売者連絡先電話番号）

この木材には、ナラ枯れの被害材が混入しているおそれがありますので、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」に基づき、次のとおり通知します。

記

１　ナラ枯れ被害の監視について

ナラ枯れの被害材が混入していた場合、周囲でナラ枯れが発生する可能性がありますので、本木材を集積する箇所の半径２ｋｍの範囲内にナラ枯れ被害が発生していないか、自主的に被害の監視を行ってください（特に８月～９月にかけて枯死することが多いため、この時期は重点的に監視を行ってください）。

２　ナラ枯れ被害対応

(1)本木材からカシナノナガキクイムシの穿入痕と疑われる痕が見つかった場合

速やかに最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

その後、道や試験研究機関による調査の結果、ナラ枯れ被害材と判定された場合は、被害材の処理が必要となります。処理については、販売者・受け入れ者で協議を行う必要があるので、被害材であることが判明した場合、受け入れ者は速やかに販売者に連絡してください。

(2)集積場所周辺でナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合

ナラが枯死し、木の根元に木くずや糞の混合物(フラス)が堆積している場合や、幹に穿入した痕跡がある場合などナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合は、速やかに最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

【注意】
・販売者は、本通知書の写しを北海道水産林務部林務局森林整備課に提出してください。
　＜ＦＡＸ：011-232-1297　メール： suirin.shinsei2@pref.hokkaido.lg.jp＞
・また、販売者は受け入れ者から被害材であることが判明した旨の連絡があった場合、伐採が行われた位置（市町村や林小班など）がわかる情報の提供にも協力してください。
　＊伐採地のわかる書類を通知毎に整理しておくと、連絡後の確認が容易です。
　　例：合法性証明として活用できる書類（「伐採及び伐採後の造林の届出書」や「森林管理署等と交わした売買契約書」など）の写しを通知と併せて保管
・販売者が新たな受け入れ先に通知を行う際には、本通知書に、
　－「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」
　－「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」
　－「ナラ枯れ周知用パンフレット（ナラ枯れかも！！情報提供にご協力ください）」
　を添付し、ナラ枯れ被害の注意喚起をしてください
　（北海道水産林務部林務局森林整備課のホームページから入手できます）
・「木材集積場所住所」には販売者が把握している集積場所（荷下ろしを行う工場土場等）を記載してください。複数の場所に荷下ろし・集積する場合は全て記載してください。
受け入れ者が集積場所を移動した場合、受け入れ者は移動先で監視を行ってください。